

第84回大阪市ヘイトスピーチ審査会 議事要旨

1 日 時 令和3年9月29日(水) 午前9時30分～正午

2 場 所 市役所本庁舎 屋上階P1会議室

3 出席者

(1) 大阪市ヘイトスピーチ審査会委員

矢倉会長、中井委員(ウェブ会議の方法で出席)、島村委員(ウェブ会議の方法で出席)、曾我部委員(ウェブ会議の方法で出席)、岡田委員

(2) 大阪市職員

西原市民局長、山本市民局理事、福岡市民局ダイバーシティ推進室長、森市民局ダイバーシティ推進室人権企画課長、宮之前市民局ダイバーシティ推進室人権企画課長代理、斎藤市民局ダイバーシティ推進室人権企画課担当係長

4 議題

(1) 継続案件の調査審議

(2) 第82回・第83回会議要旨の確認

5 議事

非公開で行った。

冒頭、会長において、映像と音声により委員本人の確認をするとともに、委員間で映像と音声は即時に伝わることを確認した。

また、事務局から、案件番号「平30-1」のヘイトスピーチ該当性等に係る諮問については、第83回審査会の調査審議で会長に一任された答申内容の細部を検討・作成の上、令和3年8月31日付けで審査会から市長あて答申を行った旨の経過説明があった。

議題(1) 継続案件の調査審議

○継続案件のうち9件について、調査審議を行った。

○9件のうち8件については、次回以降引き続き審議することとした。

○案件番号「平28-職4」については、次のとおり、一部は条例第5条第1項各号に掲げる表現活動のいずれにも該当せず、また、その余は、条例第5条第1項第1号に掲げる表現活動に該当する可能性があるが、その場合でも、ヘイトスピーチには該当しないので、その旨を答申することを決定し、答申内容の細部については会長に一任することとした。

・「平28-職4」に係る表現活動のうち一部は、条例第5条第1項各号に掲げる表現活動のいずれにも該当しないので、ヘイトスピーチ該当性の判断は行わない。

・その余の表現活動は、条例第5条第1項第1号に掲げる表現活動に該当する可能性があるが、条例に規定する特定人等に関する表現活動とは認められないため、条例第2条第1号及び第2号に規定する表現活動には該当しないか、または、詳細な検討をするまでもなく、条例第2条第1項第2号アで定める特定人等への相当程度の侮蔑・誹謗中傷や、同号イで定める特定人等に脅威を感じさせるもののいずれにも該当しないと判断できるから、条例第2条第1項第2号ア又はイのいずれにも該当しない。

・よって、その余について判断するまでもなく、本件表現活動は、ヘイトスピーチには該当しない。

議題(2) 第82回・第83回会議要旨

○第82回・第83回の会議要旨を確定した。

以上